

令和6年4月30日

広島市長 様

広島市移住支援金交付申請書兼実績報告書

提出日を記入してください。

広島市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請者欄

フリガナ	ヒロシマ タロウ			
氏名	広島 太郎		生年月日	平成 元年1月1日
住所	〒730-0000 広島市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		電話番号	(固定) 082 - xxx - xxxx (携帯) 090 - xxxx - xxxx
メールアドレス	xxxxxx@xxxx.xx.xx			

2 移住支援金の内容

世帯構成	単身 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2人以上の世帯</span>	2人以上の世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（上記1の交付申請者は含まない。）						2人
移住した日	令和 6年 3月 1日	上記世帯員の人数のうち 18歳未満の世帯員の人数						1人
移住支援金の種類（該当する番号に○を付けてください。）	1 就業（一般）	2 就業（専門人材）	③ テレワーク	4 起業				
交付申請金額 ※金額の頭に¥を記入	¥	百万	十万	万	千	百	十	円
		2	0	0	0	0	0	0

内容を確認の上、○を付けてください。  
※1つでもBに○がある場合は交付対象となりません。

3 各種確認事項（交付申請者について、A又はBの該当するものを○を付けてください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	Ⓐ	誓約する	B	誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	Ⓐ	同意する	B	同意しない
今回の移住に関して、国又は県からの他の助成金の受給状況	Ⓐ	受給していない（受給予定なし）	B	受給している（受給予定あり）
交付申請日から5年以上、広島市に継続して居住する意思について	Ⓐ	意思がある	B	意思がない
（就業（一般）の場合のみ）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	Ⓐ	3親等以内の親族に該当しない	B	3親等以内の親族に該当する
（就業・起業の場合のみ）交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思について	Ⓐ	意思がある	B	意思がない
（テレワークの場合のみ）広島市への移住の意思について	Ⓐ	自己の意思である	B	所属からの命令である

※各種確認事項のBに1つでも○がある場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 移住元の住所

※ 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前1年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことが分かる住所を最終の住所から順に記載してください。

期間	住所
令和2年4月～令和5年9月	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
平成25年4月～令和2年3月	神奈川県××市××町×丁目×番×号

移住する前の直前10年間のうち通算5年以上かつ直前の1年間について  
 ①東京23区内に在住：「在住」  
 ②東京23区外から23区内に通勤：「在勤」  
 ③東京23区内の在住と23区外からの通勤の両方：「在住+在勤」

5 移住元での状況（該当する番号を記入してください。）

東京23区	1	在住	2	在勤	③	在住+在勤

6 東京23区への在勤履歴（上記5移住元での状況が「在勤」又は「在住+在勤」に該当する場合のみ記入してください。）

※ 移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前1年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する就業証明書又はこれに代わる書類を添付してください。

期間	就業先	在勤地
令和2年4月～令和5年9月	〇〇株式会社	東京都〇〇区
平成25年4月～平成29年3月	××株式会社	東京都××区

7 就業先の法人、勤務地（就業場所）の内容（就業の場合のみ記載してください。）

就業先の法人名	△△株式会社	「2 移住支援金の内容」で「1 就業」に○を付けた場合のみ記入してください。
勤務地の住所	広島市△△区△△町△丁目△番△号	
申請対象となる求人管理番号 (ひろしまワークスの求人ページで確認してください。)	340001-0-xxxxxxx	

8 移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載してください。）

勤務先の法人名・部署	〇〇株式会社 〇〇部〇〇課	「2 移住支援金の内容」で「2 テレワーク」に○を付けた場合のみ記入してください。
勤務先の住所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
勤務先へ行く頻度	週・月・ <input checked="" type="radio"/> 年 2回程度 / 行くことはない その他 ( )	

※ 週の半分を超えて通勤する場合等、生活の本拠が広島市にないと判断される場合は、テレワークの要件に該当せず、移住支援金の交付対象となりません。